謝金・賃金規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第53条に基づき、事業を遂行するために必要な謝金・賃金に関する基本的な 事項を定める。

(謝金の範囲)

第2条 この規程において「謝金」とは、定款第4条に掲げる事業を行うために必要な研究大会、研修会、 講演会等の開催及び調査研究等の活動につき、法人以外の団体または個人に対価として支払うものと する。

(賃金の範囲)

第3条 この規程において「賃金」とは、この法人の職員等に支払う給与等以外の人件費で、業務遂行上 必要な、団体または個人に対価として支払うもので、前項以外のものとする。

(額の決定)

第4条 謝金及び賃金の額は、役務提供の内容に応じ、かつ法人の資産および収支の状況等を考慮し理事 会が決定する。

(支払い方法)

第5条 謝金及び賃金は、役務提供を受けた後、現金または振り込みにて支払う。

(変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の承認を得て行うことができる。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、謝金・賃金に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。